

水田農業の未来 ～米政策の改革～ ④ 〈流通制度改革〉

今回の米政策の改革では、最小限の規制の下で安定供給を図り、創意工夫が発揮できる米ビジネスを発展させ、需要に応じた売れる米づくりを流通面から促進するため、流通制度も抜本的に見直されます。



米の流通が

原則自由化

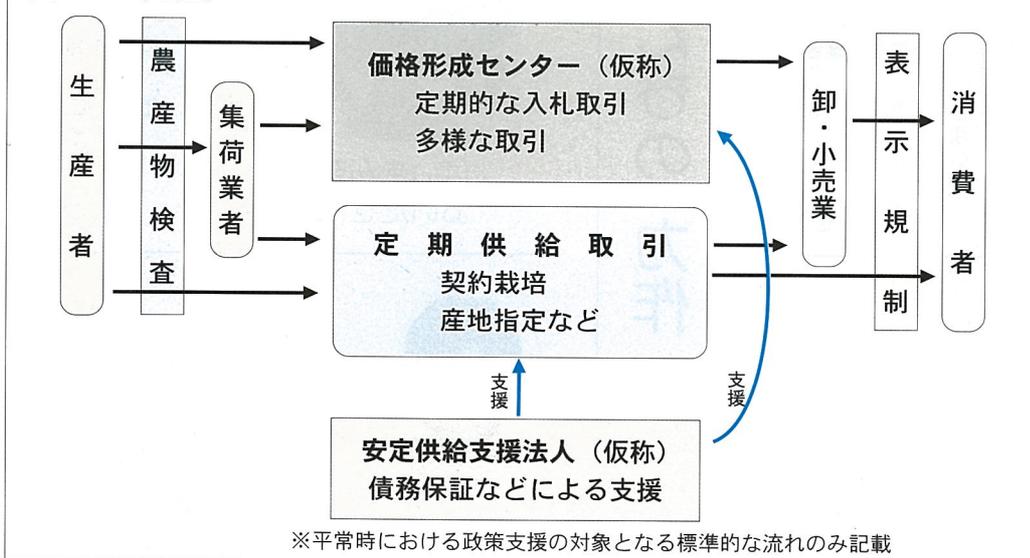
現在の米の流通は、計画流通米と計画外流通米との2ルートとなつてい

ますが、この制度は、計画流通米が大半を占めるという前提に立って計画流通米だけに規制をかけているため不公平なものとなっております。計画外流通米が半分を占めるようになった現在では、計画外流通米にも危機管理体制の一翼を担ってもらう必要が出てきたため、計画流通米に対しては平常時における現在の厳しい規制を緩和し、計画外流通米については流通業者の届出制を導入するなど、必要最小限で平等な規制の下で安定供給が図られる制度となります。計画流通制度の廃止に伴って安定的な通年流通に支障が生じないよう、安定供給支援法人が創設

され、民間事業者の安定的な長期契約や公正・中立な史上取引等に対して、買受代金の債務保証等の支援が行われることとなります。

また、自主流通米価格形成センターも、より多様な取引の実態を反映した価格形成が行われるよう組織が改められます。

新たな流通



表示・検査制度の見直し

米の表示に関する信頼性を確保していくため、品種に係るDNA鑑定モニタリング調査の対象を小売精米段階から原料米段階にも拡大するほか、消費者が品質を的確に判断できるようJAS規格を視野に入れた新たな精米規格の制定がされます。

また、米にもバーコード等を利用して生産者名、生産地、生産・流通の履歴等が確認できる仕組み(トレーサビリティシステム)が導入され、消費者の安全・安心志向にきちんと応えられるようになります。

危機管理体制の再整備

主食で、自給可能な農産物である米については、凶作などにより不足が生

じた時には、国が流通全体を対象とした供給計画の策定等を行い、流通業者や生産者による買い占め、売り惜しみ等の防止をします。そのため、現行の業者登録制度は見直しされ、全ての流通業者を対象とする届出制等の導入が行われ、流通の実態を平常時から把握することができるよう体制の整備が図られます。

詳細は役場産業課、または最寄りの農協各支店にパンフレットがありますのでご覧ください。

問合せ 産業課商工農産係 ☎1211 内線1521

最新の情報は農林水産省のホームページをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp>